

8 福祉医療

1. 福祉医療費助成事業

(1) 子ども医療

- ・対象者 0歳から18歳到達後最初の年度末までの子ども
- ・助成額 保険診療にかかる自己負担額を助成（食事療養標準負担額は助成対象外）。
- ・所得制限 なし
- ・費用負担 0歳～就学前 県1/2・市1/2
就学後～18歳到達後最初の年度末 市10/10

〈助成状況〉

（各年度3月末日現在）

年度	受給資格者数（人）	件数（件）	助成額（千円）
3	10,319	112,198	242,117
4	10,021	111,498	256,058
5	11,801	155,445	350,163

(2) 母子家庭等医療

- ・対象者 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者のうち、18歳未満の児童（18歳到達後最初の3月31日まで。以下同じ）を現に扶養している者及び当該児童（ただし、18歳を超えて高校へ通学しているものに限っては、19歳の誕生月の末日まで）。
同法附則第3条第1項に規定する父母のない18歳未満の児童。
ただし、18歳を超えて高校へ通学しているものに限っては、19歳の誕生月の末日まで。
- ・助成額 保険診療にかかる自己負担額を助成（食事療養標準負担額は助成対象外）。
- ・所得制限 児童扶養手当法に準ずる、本人と扶養義務者の所得制限を適用。
※所得制限表は「8. 手当」にある「4. 児童扶養手当（国）」を参照（一部支給は対象）
- ・費用負担 18歳未満 県1/2・市1/2
19歳未満で高校在学者 市10/10

〈助成状況〉

（各年度3月末日現在）

年度	受給資格者数（人）			件数（件）	助成額（千円）		
3	母 児童	529 800	父 児童	30 47	孤児 6	15,091	41,876
4	母 児童	483 731	父 児童	35 56	孤児 4	14,742	41,231
5	母 児童	462 715	父 児童	36 58	孤児 3	15,216	41,202

(3) 重度等障がい者医療

・対象者

各手帳保持者	県 制 度	市 制 度
身体障害者手帳	1級から3級まで	県制度の所得を超えた者、 4級の非課税世帯
療育手帳	A1・A2・B1	県制度の所得を超えた者、 B2の非課税世帯
精神障害者 保健福祉手帳	1・2級	県制度の所得を超えた者、 3級の非課税世帯
戦傷病者手帳	特別項症から第4項症まで、 かつ身体障害者手帳4級	なし

- ・助成額 保険診療にかかる自己負担額を助成。ただし、精神障害者保健福祉手帳3級所持者は自己負担額の1/2を助成（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は助成対象外）。
- ・所得制限 特別児童扶養手当の支給に関する法律に準ずる、本人と配偶者・扶養義務者の所得制限を適用。
ただし、県制度の所得を超えた者については市制度の助成対象者とする。
- ・費用負担 県制度該当者 県 1/2・市 1/2
市制度 市 10/10

〈助成状況〉

(各年度3月末日現在)

年度	受給資格者数(人)	件数(件)	助成額(千円)
3	3,767	101,215	405,005
4	3,719	101,110	406,367
5	3,729	102,482	412,872